

## 平成23年度第1回「農業及び農山村振興に係る第三者委員会」の審議の概要

1 日 時 平成23年11月11日（金）11:00～15:20

2 場 所 秋津野ガルテン 会議室

3 内 容

### （1）審議事項

平成23年度強い農業づくり交付金等の執行状況について

『食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金』（果樹園芸課）

『経営体育成交付金』（経営支援課）

『農山漁村活性化プロジェクト支援交付金』（経営支援課）

4 出席者及び提出資料 別添のとおり

### 5 審議の概要

提出資料に基づき各担当課から説明を行い、第三者の視点から疑問点や改善点について意見を求めた。

委員会として特に異議はなかった。

主な意見、質問は以下のとおり。

#### （1）平成23年度における各種事業状況に対する委員からのご意見

##### ○大泉委員

1 点目は、ただいま説明頂いた事業はハード事業ですが、例年ソフト事業について議論してきたように思いますが、今回はソフト事業は検討せず、また別の機会に検討をするのでしょうか。

2 点目は、育苗施設の受益農家は、和歌山市管内における関連の生産農家をどのくらいカバーしているのか教えて頂きたいです。また、稼働期間ですが温室では年中可能ですが、育苗施設では年中稼働ということにならないと思いますがいかがでしょうか。

3 点目は、清水地区の事業での「体験・作業棟」ですが、既存施設を取り壊して、今回、新たに建てることとなりますが、なぜそのようになったのか経緯を教えてください。

##### ☆経営支援課

1 点目のソフト事業についてですが、過去においては国の事業メニューの中でソフト事業があり、県で実施したものについては、審議頂いておりました。

しかし、国の事業内容が変更され、ソフト事業については殆ど無くなってしまい、国庫補助金のソフト事業は平成23年度ではありませんでした。なお、平成24年度にそのような事業を実施した場合には、ご審議頂くということになります。

##### ○内藤委員

それでは事務費もこないのですか。

##### ☆経営支援課

事務費はきます。今までは、農業委員会が行う農地集積事業などのソフト事業をご審議頂いておりましたが、現在は無くなっています。なお、国の直接採択型事業でのソフト事業はありますが、県を経由しての間接補助事業ではございません。

##### ☆果樹園芸課

2点目の育苗施設について説明します。

育苗施設では260戸の受益農家がありますが、JAわかやまの組合員のどれだけをカバーしているかは把握していません。

この育苗施設は主に和歌山市で使用しますが、和歌山市は大根などの砂地地区と水田地区であります。この施設は主に水田地区の裏作の野菜苗に活用します。受益260戸は、事業申請対象品目のキャベツやブロッコリーの農家戸数であり、この施設ではそれ以外に茄子などの苗にも活用されます。したがって、冬に収穫する野菜、春に収穫する白菜や春ブロッコリーなどの野菜、春以降では水稻の苗、夏に入ると白菜やキャベツの苗など、量の多少はありますがほぼ年中稼働していると言えます。

○大泉委員

場所はどこですか。

☆果樹園芸課

和歌山市和佐です。JAわかやまの本店から東へ2～3km行ったところです。

○谷委員

苗の殆どは購入されていますが、農家が自ら苗を作ることはしないのですか。

☆果樹園芸課

自分で作る農家もいますが、大量の苗を手で蒔くことや土入れから種蒔きまで行うことは結構大変であり、これらの農家は種蒔きまでした状態のものを購入する場合があります。また、暑いので高温障害などもあり苗は作りにくい状況にあります。

☆経営支援課

3点目の清水地区についてですが、現在、既存施設として「あさぎり」という宿泊施設がありますが、老朽化が進み、お風呂も使えない状況であり、かつ、斜めに傾斜していることもありますので取り壊しをします。

また、既存の高齢者センターにつきましては、紙漉などの「体験」などを行う施設ということで鉄筋コンクリート2階建ての建物がありましたが、こちらも老朽化が激しく、1階の一部を使っていますが、2階は使っていない状況でしたのでこちらの施設も撤去し、この場所に新たな「宿泊施設」を建設することになりました。

次に「飲食・物販棟」ですが、既存ログハウスタイプの直売所がありますが、こちらも白アリや水漏れなどの老朽化、また容積も大きいため冬場のランニングコストが非常にかかることもあり、こちらの施設も撤去して、宿泊施設に泊まった方や昼に体験に訪れた方の飲食施設と併せて物販施設を新たに建設する事になりました。

「体験・作業棟」については、小さい木造施設を8つ建設し、紙漉の体験や資材置き場、うちわ作り、ワラジ作りなどの体験を実施できる施設となっています。

有田川町では、平成25年に全国棚田サミットが開催されることもあり、それに併せてこの一体を整備する計画となりました。

○大泉委員

「あさぎり」が老朽化したのは分かりますが、そもそも宿泊施設は必要ですか。同じ町内にバンガローがあり、そこは利用されていると思います。わざわざ鉄筋の施設に宿泊しようとするのでしょうか。

☆経営支援課

今回整備する施設は全て木造となっています。既存の「あさぎり」は宿泊の部屋が個室ではなく大広間的な形であり、現在は団体で宿泊といった形態が殆どなくなって、泊

まる方もバンガローなど小さな個室に泊まる方が多い状況です。清水地区は冬場はお客さんは少ないですが、春先から秋にかけては訪問する人は多く、今の「あさぎり」では泊まって頂けない家族単位のお客さんに泊まって頂ける形で整備したいということです。バンガローも若干老朽化して、すきま風が入ってきたりして修繕しないと使えない施設があるそうです。

#### ○大泉委員

清水温泉はいい施設ですが、この宿泊施設に温泉はついていないのですか。

#### ☆経営支援課

ありません。浴室はありますが、温泉を希望の方は、清水温泉に入る形となります。

#### ○内藤委員

育苗施設のことですが、できるだけ有効利用して頂きたいと思います。管理は農協がするのですか。

#### ☆果樹園芸課

現在、農協が行っていますが、実際は、去年農協が立ち上げた JA ファームわかやまがしております。

#### ○内藤委員

育苗施設の利用により均一の苗ができて、非常に良いと思います。白菜やキャベツなどの葉菜類が中心になるとは思いますが、果菜類のトマトなど主要品目以外でも、十分この施設で賄えるよう産地育成に役立つように期待します。

最近、ホームセンターへ行きますと非常に沢山の苗があります。あれは業者の方が作っておられると思いますが、農協は一般購入者は対象外と言われればそれまでですが、できるだけこの様な施設を有効利用するという意味で、周年育苗できるような品目を、もちろん主は地域の対象の葉菜類になりますが、それ以外の期間については有効利用されてもいいんじゃないかなと思います。

もう一点、最近の国庫事業は、これまでの県、市町村を經由して事業実施主体へ補助する間接補助事業から、国から事業実施主体へ直接補助する直接採択型の事業が多くなってきたとお聞きしましたが、これらの方法の違いは何かあるのですか。簡単になったということですか。通常県が5%や10%上乗せして、場合によっては市町村が上乗せしていたように思いますがこの様なことはないのですか。あるいは、県は別に直接補助するというのですか。

#### ☆経営支援課

現在、国庫事業への県費の上乗せはしておりません。

5～6年前まで国費2分の1に県費5～10%上乗せをしていましたが、財政が厳しくなる中で、上乗せ部分の予算で以て、国の補助対象外になるような事業に対し、一般財源で県の単独事業として支援するという整理があり、非公共の事業では上乗せ補助はしない形となりました。

#### ☆経営支援課

それから直接採択型の事業ですが、昔は補助金として県、市町村といった形で流れてきて国の関与がありましたが、補助金から交付金に変わり国は事業の内容に関与せず、事業の効果を検証する立場となりました。県としては以前と同じような形で市町村へ補助金を出すので事業主体に指導していました。事業に対する国の関与がなくなる中で、事業実施主体に直接指導していくといった目的で直接採択の事業が増えてきた面もある

のかと思います。

○谷委員

清水地区の交流施設は棚田サミットの拠点の一つだと思いますが、他に建設予定の施設はありませんか。

☆経営支援課

今のところ、清水地区やその周辺でそういう計画はありません。

この施設だけでお客を賄うことは難しいですが、有田川町内の施設整備はここだけになっています。

○内藤委員

質問がなければ、各委員からの意見を十分に踏まえながら事業の執行についてご努力頂きたいと思います。

## 6. 現地調査の概要

(1) 「秋津野ガルテン」 都市農村交流施設

田辺市上秋津4558-8

(平成20年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業)

(株)秋津野代表取締役副社長から「秋津野ガルテン」の取組概要について説明を受けた。

(2) (株)きてら 農産物(柑橘)処理加工施設

田辺市上秋津1487-1 (平成22年度 経営体育成交付金事業)

(株)きてら工場長から施設導入に係る経緯及び当該施設の概略、稼働状況について説明を受けた。

(3) JA 紀南中芳養加工場 農産物(梅)処理加工施設

田辺市中芳養1302

(平成5年度 農業農村活性化農業構造改善事業、平成7年度 地域農業基盤確立農業構造改善事業、平成14年度 経営構造対策事業)

JA 紀南常務から施設導入に係る経緯及び当該施設の概略、稼働状況について説明を受けた。

(4) JA みなべいなみ 農産物直売所「ほんまもんふるさと直売所」

日高郡みなべ町東吉田274-1 (平成13年度 経営体育成緊急支援事業)

JA みなべいなみ販売課担当係長から「当施設の概要や現状」について説明を受けた。

平成23年度第1回  
農業及び農山村の振興に係る第三者委員会の開催状況

1. (株)秋津野(田辺市)における第三者委員会の開催

第三者委員会の開催



内藤委員を議長に選出



本年度事業の執行状況を説明



説明を受ける委員



2. 現地調査① 「(株)秋津野 秋津野ガルテン」 都市農村交流施設  
(平成20年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業)

3. 現地調査② 「(株)きてら」 農産物処理加工施設  
(平成22年度 経営体育成交付金事業)



4. 現地調査③ 「JA 紀南」 農産物処理加工施設  
(平成 5 年度 農業農村活性化農業構造改善事業)  
(平成 7 年度 地域農業基盤確立農業構造改善事業)  
(平成 14 年度 経営構造対策事業)

常務からの概要説明



梅加工施設内の見学



5. 現地調査④ JA みなべいなみ 農産物直売施設  
「ほんまもんふるさと直売所」  
(平成 13 年度 経営体育成緊急支援事業)

# 平成23年度第1回「農業及び農山村の振興に係る第三者委員会」

日時 平成23年11月11日（金）11時00分～  
場所 秋津野ガルテン 会議室

## 会 次 第

1 開 会 11:00～

2 挨拶 市川 農業生産局長

3 審議事項

- (1) 平成23年度強い農業づくり交付金等の執行状況について  
『食糧自給率向上・産地再生緊急対策交付金』（果樹園芸課）  
『経営体育成交付金』（経営支援課）  
『農山漁村活性化プロジェクト支援交付金』（経営支援課）

(2) その他

4 現地調査

現地調査1 12:30～13:00

- ・「秋津野ガルテン」都市農村交流施設  
田辺市上秋津4558-8

現地調査2 13:10～13:40

- ・(株)きてら 農産物（柑橘）処理加工施設  
田辺市上秋津1487-1

現地調査3 13:50～14:40

- ・JA 紀南中芳養加工場 農産物（梅）処理加工施設  
田辺市中芳養1302

現地調査4 14:50～15:20

- ・JA みなべいなみ 農産物直売所「ほんまもんふるさと直売所」  
日高郡みなべ町東吉田274-1

# 「農業及び農山村の振興に係る第三者委員会」出席者名簿

日時：平成23年11月11日 11:00～

	所属	役職	氏名	会議	現地
1	委員	元県農林水産部次長	内藤 宗次	○	○
2	委員	和歌山大学経済学部教授	大泉 英次	○	○
3	委員	時事通信社和歌山支局長	竹鼻 幹房	○	○
4	委員	県くらしの研究会顧問	南出 初代	○	○
5	委員	和歌山社会経済研究所 主任研究員	谷 奈々	○	○

	所属	役職	氏名	会議	現地
6	(株)秋津野	代表取締役副社長	玉井 常貴	—	○
7	(株)きてら	俺ん家ジュース倶楽部工場長	坂本 登志生	—	○
8	紀南農業協同組合	常務(営農本部長)	坂本 守	—	○
9	紀南農業協同組合	加工部 中芳養加工場長	坂上 篤弘	—	○
10	紀南農業協同組合	加工部 研究開発室長	林 行則	—	○
11	紀南農業協同組合	総合企画部 部長	瀧川 裕司	—	○
12	紀南農業協同組合	総合企画部	青木 登	—	○
13	紀南農業協同組合	総合企画部 副主幹	福田 政行	—	○
14	みなべいなみ農業協同組合	販売課係長	中元 豊	—	○
15	農林水産部農業生産局	局長	市川 昌平	○	○
16	農業生産局経営支援課	課長	鎌塚 拓夫	○	○
17	農業生産局果樹園芸課	課長補佐兼野菜花き班長	西森 裕夫	○	○
18	農業生産局果樹園芸課	主任	伊藤 吉成	○	○
19	日高振興局農業振興課	主査	福居 雅章	—	○
20	西牟婁振興局農業振興課	課長	久山 達見	○	○
21	西牟婁振興局農業振興課	主任	塩崎 知浩	○	○
22	和歌山県農業会議	経営構造コンダクター	岡山 等	○	○
23	農業生産局経営支援課(事務局)	構造改善班長	野畑 昭弘	○	○
24	〃	主査	森 敏紀	○	○
25	〃	副主査	山尾あゆみ	○	○



平成23年度第1回「農業及び農山村の振興に係る第三者委員会」

座 席 表

○	○	○	○	○
竹鼻委員	大泉委員	内藤委員	南出委員	谷委員

○	○	○	○	○
岡山コンタクト	西森班長	市川局長	鎌塚課長	司会 野畑班長

○	○	○	○	○
久山課長	塩崎主任	伊藤主任	森主査	山尾副主査

## 農業及び農山村の振興に係る第三者委員会日程

開催日：平成23年11月11日（金） 11:00～15:20

日 程	場 所	内 容
9:30～	南海和歌山市駅、商工会議所前 JR 和歌山駅を出発	内藤、大泉委員→JR和歌山駅（東口） 南出委員は南海和歌山市駅、竹鼻委員→商工会議所前、谷委員は県庁前で乗車予定
	移 動（公用車）90分	
11:00～12:00 （60分）	「第三者委員会の開催」 秋津野ガルテン 会議室	協議事項等 ① H23 事業の執行状況 ② その他
12:00～13:00 （60分）	昼食・休憩	秋津野ガルテン内「農家レストラン みかん畑」にて昼食
	※昼食後 「現地調査1」 ・田辺市上秋津現地 秋津野ガルテン（都市農村交流施設）	現地調査1 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（H20）
	移 動（公用車）10分	
13:10～13:40 （30分）	「現地調査2」 ・田辺市上秋津現地 （株）きてら 農産物（柑橘）処理加工施設	現地調査2 経営体育成交付金事業（H22）
	移 動（公用車）10分	
13:50～14:40 （50分）	「現地調査3」 ・田辺市中芳養現地 JA 紀南 農産物（梅）処理加工施設	現地調査3 農業農村活性化農業構造改善事業（H5） 地域農業基盤確立農業構造改善事業（H7） 経営構造対策事業（H14）
	移 動（公用車）10分	
14:50～15:20 （30分）	「現地調査4」 ・みなべ町現地 JA みなべいなみ 「ほんまもんふるさと直売所」 農産物直売施設	現地調査4 経営体育成緊急支援事業（H13）
15:20  16:50頃	閉 会 移 動（公用車）90分 到着・解散	乗車場所で解散

※都合により時間が前後する可能性があります。

農業及び農山村の振興に係る  
第三者委員会について  
(設置根拠及び目的)

## 農業及び農山村の振興に係る第三者委員会設置要綱

### (設置)

第1条 農業及び農山村の振興のために実施される国庫補助事業の透明性を確保するとともに効率的かつ適正な執行を確保するため、農林水産部内に農業及び農山村振興に係る第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置するものとする。

### (組織)

第2条 第三者委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、県その他の関係団体に属する者以外の者から知事が委嘱する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員の任期は、1年間とする。
- 5 委員は再任されることができる。

### (委員長)

第3条 第三者委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、第三者委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名するものがその職務を代理する。

### (委員会の開催)

第4条 知事は、当該事業に係る次条に掲げる事項について、第三者委員会に諮り、その意見を聴くものとする。

### (諮問事項)

第5条 知事が第三者委員会に諮るべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 翌年度の事業実施計画に関する事項
- (2) 当該年度の事業の執行状況
- (3) 事業地区別の各年度における成果についての評価
- (4) 事業の実施に関する意見、苦情等
- (5) その他事業の効率的かつ適正な執行に必要な事項

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、農林水産部農業生産局経営支援課において処理する。

### (費用弁償)

第7条 委員に支給する費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）別表第1の規定によるその他の職員に支給する旅費相当額とする。

### (報酬)

第8条 報酬の額は、日額6,000円とする。

### (雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成13年3月28日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 強い農業づくり交付金実施要綱（抄）

### 第1 趣 旨

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物の急速な代替、農業従事者の高齢化、兼業化の進行とこれに伴う農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処するため、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」により、多様化・高度化している消費者・実需者ニーズに即した農業生産の推進、地域農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を図り、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立等に取り組むことが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、強い農業づくり交付金は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手に対する農地利用集積の促進及び食品流通の合理化等、地域における生産・経営から流通・消費までの対策を総合的に推進するものである。

### 第2 目 的

強い農業づくり交付金による対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる政策目的に向け設定する政策目標の達成に資するものとして行うものとする。

- (1) 産地競争力の強化
- (2) 経営力の強化
- (3) 食品流通の合理化

（略）

### 第9 指導推進等

1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。

2 対策の適正な執行の確保

- (1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、別に定めるところにより、本対策の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱

### 1)～第7 〔省略〕

### 第8 事後評価等

#### 1 事後評価

交付対象事業に係る事後評価は、次に定めるところにより、当該活性化計画が終了する年度の翌年度に行うものとする。

(ア) 計画主体は、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するものとする。

(イ) 計画主体は、(ア)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した評価を農林水産大臣に報告するものとする。

(ウ) (イ)の規定により、農林水産大臣に行う報告は、沖縄県知事又は沖縄県の市町村長にあつては内閣府沖縄総合事務局長を経由して報告するものとする。

(エ) 農林水産大臣は、(イ)の規定により評価の報告を受けたときは、その結果を踏まえて、翌年度以降の交付金の配分を適正に行うものとする。

#### 2 改善計画

(オ) 1の事後評価の結果、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況が低調である場合、計画主体は、その要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、公表するものとする（自然災害又は経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。）。

(カ) 計画主体は、(オ)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した改善計画を農林水産大臣に提出するものとする。

(キ)～(ク) 〔省略〕

### 2) 交付金の適正な執行の確保

3 計画主体は、事業実施主体による交付対象事業の実施について総括的な指導監督を行うとともに、必要に応じて、学識経験者等第三者、関係機関又は関係団体からの意見の聴取や地域における説明会等を通じて、活性化計画の推進体制を確立し、適正かつ円滑な交付対象事業の執行を確保するものとする。

以下省略

## 経営体育成交付金実施要綱

第1～第4（省略）

### 第5 事業の評価

マスタープランに定められた目標年度の成果目標等の達成状況について、次に掲げる方法で評価を行うものとする。

- 1 計画主体は、経営局長が別に定めるところにより、目標年度におけるマスタープランに定められた成果目標等の達成状況について自ら評価し、都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、この結果を踏まえ、必要に応じ計画主体等に対して指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を地方農政局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標等の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、その点検評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 4 事業評価を行った計画主体、都道府県知事及び地方農政局長は、その結果を公表するものとする。なお、経営局長にあつては、3による地方農政局長からの報告を取りまとめ、公表するものとする。

第6～第7（省略）

### 第8 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 都道府県知事は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることにかんがみ、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- 2 地方農政局長は、都道府県知事に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令及びこの要綱の施行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言をすることができる。
- 3 地方農政局長は、本事業の実施に関し、指導監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果、違反の事実があると認めるときは、都道府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。
- 4 地方農政局長は、都道府県知事に対し、本事業の効果等の検証を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講じることができる。

以下、省略

## ○ 農業施設整備関連予算の概要



農業施設整備関連連予算の概要

		H23.11現在				
補助形態	事業名	概要	平成23年度 概算要求	平成24年度 概算要求	H23比	
国直接採択型事業 (国→事業実施主体)	経営体育成支援事業	(新規就農者補助) 農業用機械施設の導入を支援します	新規就農者 認定農業者等 農業者団体、農協	H23新規事業 約71億円	H24継続事業 約63億円	約1割 削減
		(融資主体型補助) 融資を受けて農業用機械施設を導入する場合の自己資金部分 について補助します。				
		(条件不利地域型) 経営規模の零細な地域等において、生産施設、加工施設、流通 販売施設等の整備を支援します。				
間接補助事業 (国→県→市町村→ 事業実施主体)	農山漁村活性化プロジェクト支 援交付金	定住等の促進に向けた、農業の生産基盤及び施設の整備を支 援します。	農業者団体	H23継続事業 予算削減 約183億円	H24継続事業 予算大幅削減 約104億円	約4割 削減
		集出荷貯蔵施設や農産物直売施設等の農業用施設導入経費を支 援します。				
		急激な円高による輸入急増や輸出減少、異常気象による収量、 品質の低下等を招いている作目に必要な共同利用施設等の整 備を緊急的に支援します。				
産地再生関連施設緊急整備事 業	強い農業づくり交付金 (産地競争力の強化)	産地再生関連施設緊急整備事 業	農業者団体、農協	H23継続事業 予算削減 約32億円	H24新規事業 新たに事業創設 約95億円	H24 新規

◆各交付金の変遷

交付金名	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経営体育成支援事業 (国→県→市町村→事業実施主体)	経営体育成交付金 (間接補助事業)	経営体育成支援事業 (直接採択型事業)	経営体育成支援事業 (直接採択型事業)
農山漁村活性化 プロジェクト交付金	間接補助事業と直接採択型 を選択可能	間接補助事業と直接採択型 を選択可能	間接補助事業と直接採択型 を選択可能
強い農業づくり交付金	競争力の強化 産地競争力の強化	産地競争力の強化	産地競争力の強化
産地再生関連施設緊急 整備事業	-	-	新規事業

平成23年度  
食糧自給率向上・産地再生緊急対策交付金、  
経営体育成交付金及び農山漁村活性化プロジェクト  
支援交付金の事業計画について

国庫交付金を活用した実施予定の事業計画一覧

単位：千円

区分	事業費 (千円)		国費	県費
食糧自給率向上・産地再生緊急対策交付金	376,279	174,107	0	0
経営体育成交付金	741,300	336,947	0	0
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	1,986,751	951,036	0	0
合計	3,104,330	1,462,090	0	0

平成23年度ハード事業の実施計画について

【担当課：経営支援課】

※H23事業費には、H22繰越額含む。附帯事務費除く。

【新規地区】

政策目標	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	H23事業費 (千円) 税込		備考
					国費	県費	
経営体の育成	経営体育成交付金 (共同利用施設補助)	有田市	J A ありだ	○ありだ共選の選果機 高品位カララーグレーダー・非破壊糖酸センサー選果機一式、予措庫 (柑橋 12条1系列 137.5t/日処理) 【H22繰越】	741,300	336,947	【事業の概要】 JAありだの選果施設に、高品位なカララーグレーダー・非破壊糖酸センサー選果機を導入することにより、高品質で安全・安心な果実を連年出荷できる体制を充実させる。
合	計				741,300	336,947	0

【継続地区】

政策目的	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	H23事業費 (千円) 税込		備考
					国費	県費	
農山漁村の活性化	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	伊都広域 (稀本市・かつらぎ町・九度山町・高野町)	J A 紀北 かわわかみ	○ヤマハン選果場 474,075千円 ・H21-柿選果施設 ○かつらぎ中央総合集出荷施設 3,292,485千円 ・H22-柿集出荷施設 選果場建屋 鉄骨造平屋一部2階建 1棟 19,578㎡ ・H23-柿、桃選果施設【H22繰越】 柿225t/日、桃30.5t/日処理 ・H23-脱渋・予冷施設【H22繰越】 25t/日・室×27室 ○農家レストラン 100,000千円 ・H23-地域食料供給施設【H22繰越】	1,778,253	846,787	【事業の概要】 全体事業費：3,871,560千円 (H21～H23) ・かつらぎ町内の5地区の集出荷施設の統合集出荷施設の新設 ・糖酸センサー式柿・桃選果機 (対外輸出機能を備えた整備) ・予冷・脱渋施設、GIS情報処理装置他 ・地域食料供給施設 (農家レストラン)
農山漁村の活性化	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	清水地区 (有田川町)	有田川町	○有田川町総合交流促進施設 ・H22-実施設設計・設計監理、雑費等 6,503千円 ・H23-建築工事 208,498千円 (宿泊棟)2階建て 4棟 399㎡ (体験・作業棟) 8棟 305㎡ ・H24-建築工事 127,302千円 (飲食・物販棟) 1棟 456㎡	208,498	104,249	【事業の概要】 全体事業費：342,303千円 (H22～H24) 既存体験学習施設等の統合整備を行い、都市と農村地域の交流を促進することで、交流人口の増加を目指し、農村地域の活性化を図る。
合	計				1,986,751	951,036	0

平成23年度ハード事業の実施計画について

政策目標	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	H23事業費 (千円)			備考
					国費	県費	0	
生産性の向上	野菜 (キャベツ、 ブロッコリー 等)	和歌山市	わかやま農業協同 組合	共同育苗施設整備 農家の育苗労力の軽減、高温時の良質 苗の供給により、農家の所得安定を实 現し、野菜産地の再生を図る。	376,279	174,107	0	平成22年度採択。平成23年度 に繰越し。
合	計				376,279	174,107	0	